

蜜蜂の伝染病の検査等の状況等に係るアンケート とりまとめ①
(令和4年5月24日現在)

1 第5条関係

	①蜜蜂の監視伝染病の検査に関して、条例又は規則等を定めていますか？ ○：定めている ×：定めていない	公表済みor 未公表	具体的な条例、規則、通告等
北海道	○	公表済み	北海道腐蛆病防疫対策実施要 ※関係者宛通知。HP掲載無
青 森	○	公表済み	・県報による告示 ・青森県家畜伝染病予防法施行規則 ・青森県家畜伝染病まん延防止規則 http://pref.aomori.lg.jp/reiki_honbun/c001RG0000094.html
岩 手	○		家畜防疫対策要綱
宮 城	○		
秋 田	×		
山 形	×		毎年告示している
福 島	×		
茨 城	○	未公表	茨城県家畜伝染病予防法事務処理要領
栃 木	×		
群 馬	○		群馬県みつばち腐そ病まん延防止規則
埼 玉	×		
千 葉	×		
東 京	○		東京都告示第358号（東京都広報）、腐蛆病マニュアル（公表していない）
神奈川	×		
新 潟	○		
富 山	○	未公表	
石 川	×		
福 井	○		蜜蜂の腐蛆病まん延防止規則 昭和三十一年五月七日福井県規則第七十六号
山 梨	○	公表済み	山梨県家畜伝染病予防法施行条例、山梨県家畜伝染病予防法施行細則、山梨県家畜伝染病まん延防止に関する規則
長 野	×		
岐 阜	×		
静 岡	○	未公表	家畜伝染病予防法施行規則→静岡県例規集
愛 知	○	未公表	蜜蜂の腐蛆病のまん延防止に関する規則
三 重	○	公表済み	三重県みつばち腐そ病予防規則 三重県HP
滋 賀	×		
京 都	○	公表済み	みつばちの腐そ病まん延防止規則（京都府規則第21号） https://www.pref.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/a300RG00001114.html
大 阪	×		家畜伝染病予防法第5条第2項に基づく告示のみ
兵 庫	○	公表済み	兵庫県公報 県HP
奈 良	×		
和歌山	×		
鳥 取	○		蜜蜂の腐蛆病予防に関する規則（昭和31年4月27日鳥取県規則第27号）
鳥 根	○	公表済み	鳥根県告示第202号 家畜伝染病予防法の規定による検査の実施
岡 山	○		
広 島	×		
山 口	○		みつばちの腐蛆病まん延防止規則 アクセスできるサイト：山口県例規集
徳 島	×		
香 川	○	公表済み	みつばちについての腐蛆病のまん延防止に関する規則（愛媛県法規集データベース）
愛 媛	○	公表済み	みつばちについての腐蛆病まん延防止に関する規則 アクセスできるサイト：高知県例規集
高 知	○		みつばちについての腐蛆病まん延防止に関する規則 アクセスできるサイト：高知県例規集
福 岡	○	未公表	
佐 賀	○	公表済み	法定伝染病（腐蛆病）については、家畜伝染病予防法第5条検査及びみつばち等の依頼検査について、その検査手数料を規定する条例がある。（佐賀県手数料条例 別表第1の320、324号）
長 崎	×		県の指導要領の中に県外・県内の転飼の時は腐蛆病検査の公布を定めています。
熊 本	○	公表済み	熊本県腐蛆病まん延防止規則 熊本県例規集
大 分	○		みつばちについての腐蛆病まん延防止に関する規則 大分県法規集
宮 崎	×		
鹿児島	×		
沖 縄	×		
○	27		
×	20		